

Title	主権概念の解体と平和論
Author(s)	田中, 誠
Citation	メタフュシカ. 35(2) p.69-p.78
Issue Date	2004-12-25
oaire:version	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/11879
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

主権概念の解体と平和論

田中 誠

EUの拡大や統合強化、経済的・文化的ないわゆるグローバル化、そして環境問題などに象徴される世界全体のリスク共同体化といった状況を前にして、主権国家システムの基礎が揺らいでいるように見える。しかしこうした事態に対して、このシステムが頑強な抵抗力を示していることもまた事実である。カントは国家法と国際法という従来法の枠組みから、世界市民的法へと踏み出していくことによって、永遠平和の可能性を展望しようとしたが、そこで主権の概念は、議論の方向を限定すると同時に、動揺や不整合を生じさせている。J. ハーバーマスは、二百年の歴史的隔たりを踏まえて、こうしたカントの平和論を、自らの社会理論に基づいて修正・補足を加えながら再生させようとしている¹。

本稿でわれわれはまず、カントの平和論や法論がすでに内包している問題を抽出することによって、現代の平和論が解決すべき課題を明らかにし、ついでハーバーマスの試みがこうした課題にどのように答えようとしたかを検証、吟味したい。その際に、導きの糸となるのが主権概念である。

1 「共和制」と平和

『永遠平和のために』(1795年)²においてカントは、永遠平和のための三つの確定条項を提示しているが、これらはそれぞれ、国家法、国際法、世界市民法という、『人倫の形而上学』(1797年)の『法論』³で示された彼の公法体系の構成と対応している。「理論と実践についての俗言」(1793年)では、国際法に関する節の考察が「世界市民的意図」に基づくとされていて、

¹ Jürgen Habermas, Kants Idee des ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren, in: *Die Einbeziehung des Anderen*, 1996. (以下 KIEF と略記し、ページとともに文中に示す。)

² Kant, *Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf*, 1795, VIII. (以下『平和論』と略記し、ここで示したアカデミー版カント全集の巻におけるページとともに文中に示す。)

³ Kant, *Die Metaphysik der Sitten. Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, 1797, VI. (以下『法論』と略記し、ここで示したアカデミー版カント全集の巻におけるページとともに文中に示す。)

世界市民法については触れられていない⁴。カントが、当時も、また今日においてさえ法として確立されているとはいえない世界市民法というもう一つの法概念を導入した意義を見定めるためには、まずもって、国家法と国際法が、とりわけ永遠平和という課題に照らして見るときどのような問題を内包しているのかが問われなければならない。

カントは、永遠平和を追求するうえで最も望ましい国家体制は「共和制」であるとするが(『平和論』349)、彼のいう共和制の特徴は次の三点に要約することができるであろう。すなわち、①三権、とりわけ立法権と執行権の分離、②代表制、③特定の個人に依存することなく法が支配すること、以上の三点である。そしてこのような基準を満たした国家では、戦争を行うには国民の賛同が必要であり、国民は多くの負担をとまなう戦争には賛同を与える可能性は低いと彼は考えるのである(『平和論』351)。ここで二つの疑問が生じる。すなわち、国家の政策を国民が拒絶する可能性について、言い換えれば、民意による政策のコントロールについて、カントはどのように考えていたのか、そして、自らの生命や財産の維持という国民の利害関心は、戦争を防止する要因としてどの程度の力を持つのか、この二つである。

国家形態についてのカントの議論を導く重要なモチーフは専制の拒否あり、その点で、執行権と立法権の分離によって定義される共和制(『平和論』352)があるべき政体とされるのは当然である。しかしカントにおいて、国家権力が持つ三つの側面は、国家設立に関わる根源的契約の際の人々の統合された意志にその源を持つ(『法論』338)。したがってそこには、三権の分立と同時に、統合された人民意志としての三権の統一という含意があるといえる。事実カントは、「これら三つの異なる権力によって国家はその自律を保つ。つまり、自己自身を自由の法則に従って形成し維持する」と述べた後、「これら三つの権力の統一において国家の安寧(Heil)は成り立つ」としているのである(『法論』318)。

根源的契約において人は、「野蛮で無法則な自由を全面的に放棄する」ことによって、国家の成員として自由(つまり、自らの立法的意志によって生じた法則に従うという意味での法的自由)を再発見するとされる(『法論』315f.)。人民(Volk)から国民(Staatsbürger)への移行を貫くのは立法意志であり、このことから、三権のうちでも「立法権は、人民の統合された意志にだけ帰属する」(『法論』313)ことが強調される。したがって分権制は、人民に帰属する立法権から他の権力、とりわけ執行権を切り離すものでなければならない。代表制の概念はこうした理論上のコンテキストで導入される。「代表制的でないすべての統治形態は奇形である。というのは、代表制でなければ、立法者が同一人格において同時に彼の意志の執行者でもあるからである」(『平和論』352)。これがいわばカントにおける代表制の原型であるといえるが、具体的な政体についての議論においては、代表制の概念は拡張され、立法権を含めたすべての権力が、国民自身ではなく、その代表によって行使されることになる。「すべての真の共和制は、人民の代表制である以外にはない。それは、人民の名において、その権利を守るために、すべての国民が一致してその代表者たちを通じて行動するような制度である」(『法論』341)。

⁴ Immanuel Kant, Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, aber nicht für die Praxis, 1793, VIII, 307.

カントは最高の権力の源泉は人民にあると考えており(『法論』341)、その点では国民主権の立場をとる。しかし彼は、権力を人民が直接掌握するような体制、すなわち「言葉の本来の意味での民主制」(『平和論』352)を拒否するのであるから、カントのいう代表制は、権力の本来の帰属先と、その行使者とを分離するメカニズムという色彩が強い。たしかに人民の代表者たちは、国民を自らの所有物のように扱ってその同意なしに戦争における危険な役務を強制することはできないとされるが(『法論』345)、他方でカントは、三権の尊厳を強調し、そこでの決定に対して、国民が非難したり抵抗したりすることを禁じている(『法論』316)。しかもこのような抵抗権否定の主張を展開する際に、カントは一貫して君主主権を承認しているのである(『法論』319ff)。君主は本来、執行権者であることからすれば(『法論』316)、今日の常識では、国民に帰属する立法権を代行する者たちとの間で、権力の分立が成立し、両者の間でチェック機能が働くはずであるが、カントはこうした見方に対してはきわめて冷淡である(『法論』319)。ここで確認しておきたいのは、カントの国家論が、専制の拒否というモチーフと、国家の存立・安寧に関わると彼が考える「三つの権力の統一」、つまりは「一つの主権的意志」(『法論』372)との間で揺れ動いているということである。そして結局彼は、当時の現実の政体において一つの主権的意志を顕現していた君主の主権を容認せざるをえなかった。したがってここでは、民意による戦争抑止を可能にする政治体制上のメカニズムについては、ほとんど論じる余地がなくなってしまう。この場合問題なのは、カントが抵抗権を否定していることそれ自体よりも、むしろ、そこにある主権の論理である。国家の存立・安寧を維持するための「一つの主権的意志」は、その後、国家主権を外的に主張するための強力な武器になっていく。その問題性は、国民主権の実現が現実的な課題となっていく過程で、歴史によって証明されたのであった⁵。

2 国際法の限界と世界市民法

民意によって国家の政策をコントロールし、戦争を抑止することは、カントが理念上想定していた国民主権が、現実の政体において実現されることによって可能になると考えるのが自然であろう。しかし歴史がそのような方向へは進まなかったことは周知のとおりである。しかもその過程で、われわれのもう一つの疑問がクローズアップされてくる。ハーバーマスは、共和制の平和的性格についてのカントのオプティミズムは、ナショナリズムによって打ち破られたと述べている(KIeF 200)。それは国民に、一致して、自らの生命や財産の保全という利害関心を超えて、国家のために死ぬ覚悟を与えたのである。

カントはたんなる「一群の人々」(『法論』311)としての人民(Volk)から根源的契約の理念に基づいて国家の法的状態を構成したが、ナショナリズムによって、国家形成の基体は、出自、

⁵ 1. マウスはカントの国民主権の理念を擁護する立場から、主権的意志の不可分割性の意義を強調する。国民主権の不可分割性は、「主権がもつばら、諸決定の影響を自らが受ける人々に帰属し、委任されて法の適用を行う権力を司る人々に帰属するわけではけっしてないという単純な事実」を示していると彼女はいう。こうした発言の批判的意味は理解できるが、少なくとも、国家間の関係を視野に入れなければならない平和論においては、主権概念は、後述するとおり克服されるべき対象である。Ingeborg Maus, *Zur Aufklärung der Demokratietheorie*, 1994, S.218. (浜田・牧野訳『啓蒙の民主制理論』、法政大学出版局、1999年)。

宗教、言語などを共有すると想定された民族へと実体化される。ハーバーマスは次のように述べている。カントは人々に、他者との共同生活を、全員が公的な強制をとまなうルールに従って平等な自由を享受することができるように、共同で規制する権利を与えたが、しかしこのことではまだ、「誰が、誰とともに、いつ、こうした権利を実際に行使して、社会契約という基礎に基づいて、自己決定する公共体を結成することを許されるのかが確定されない」⁶。この「誰が、誰とともに、いつ」という問題は、絶対君主制が衰退して、国民主権の実現が現実的な課題となってくるにつれて切実なものとなる。この問題は、たとえばアメリカ合衆国の場合のように、民主的な立憲国家を築こうとする建国者たちの行為と、それに賛同する人民の存在によって解消されるように見える。しかしハーバーマスによれば、こうした見方が妥当するのは、国境問題が顕在化していない場合である。国家の内と外の区分は、領土的な意味でも、自国民と外国人の区別という人的な意味でも、通常は歴史的偶然によって決定されており、そのかぎりではこの問題を払拭できない。それは、国民主権に基づく国家形成にとっては、規範的な欠陥である。こうした状況でナショナリズムが求められたとハーバーマスはいう(Inkl 168)。それは彼によれば、「臣民が自らの国家と同一化する能動的市民になるという望ましい変化の手段」(KleF 200)であったと同時に、自民族の「同質性」を脅かす周辺的、あるいは外部的存在と対立し、これを抑圧する根拠にもなった。こうして、カントが永遠平和の追求にとって適合的だとした共和制の構想に含意されていた国民主権が実現されていく過程で、かえって戦争への危険が高まることになり、実際、その後の歴史において、悲惨な戦争が繰り返された。国家の存立・安寧との関わりにおいてカントが要求し、結局、君主に帰されることになった「一つの主権的意志」は、国民主権のナショナリズム的形態において、同質的国民の意志へと反転しつつ、同一の論理を維持するのである⁷。

さて、そうした悲惨な経験に基づいて、国家の意志を外部から法的に制限しようという発想、つまり、自らの側から戦争を起こすこと、すなわち侵略（攻撃）戦争は、国際法上それ自体罰せられるべきだという考え方が支配的になっていくが(KleF 195, 207)、それでもたとえばC. シュミットは、戦争権が主権国家固有の権利であるという前提のもとに、侵略戦争と防衛戦争の区別を否定したのであり、その後も、ナショナリズムやそれと共通の論理を含む思想は、依然として強力な影響力を保持し続けた。そこで、こうした問題に対応する国際機関が要請されるが、それは従来の国際法の枠組みを超えた存在でなければならない。このことを確認するためにも再びカントの所説から始めよう。

周知のようにカントは、永遠平和のための第2確定条項で、自由な諸国家からなる連合制度 Föderalism (国際連盟 Völkerbund) の設立を提唱している(『平和論』354)。この構想は、彼の国際法理解にのなかにある、国家を「道徳的人格」(『法論』343)と見なして、国家間の法的状

⁶ Habermas, Inklusion—Einbeziehen oder Einschließen? Zum Verhältnis von Nation, Rechtsstaat und Demokratie, in: *Die Einbeziehung des Anderen*, S.167. (以下 Inkl と略記し、ページとともに文中に示す。)

⁷ ハーバーマスは、ナショナリズムが国民主権実現の過程で果たした「触媒」としての役割は認めるが、それはけっして必然的な前提ではないことを強調する(Inkl 158)。しかしここでわれわれが問題としているのは、こうした過程を貫いている主権パラダイムである。

態を個人間の法的状態とパラレルに考える発想と、それを否定する見解の葛藤の結果であるといえる。たとえばカントは、「国家（をなすもの）としての諸人民 *Völker als Staaten* は、個々の人間と同じように判断されてよい」（『平和論』354）という。こうした類比を文字通りに理解すれば、国際国家や世界国家の設立が要請されてしかるべきであるが、彼は結局それを断念する。その理由は、ハーバーマスも指摘しているとおり、彼が国家主権を克服不可能な制約と考えていたからである（KleF 210）。たしかにカントは、諸国家が自らを超えた法の強制に従うことはないと考えており、だからこそ、「国際法においては、一般に自然状態においてそうであるのと同様に、各国は自らの紛争事件において裁判官である」（『法論』349）とさえいうのである。このかぎりでは、国際法の領域で達成可能なのは完全な法的状態ではなく、いわば準法的状態であることになる。しかしハーバーマスは、カントが諸国家の連合組織に求めた永続性というキーワードを手がかりに、カントの議論に不整合があることを指摘し、これを解消する道を探る。すなわちカントは、国際連盟が永続的な会議と呼びうるものであるとしているが、この永続性は、国際連盟における統合を、国際法の結合力（準法的状態）を超えたものにするメルクマールである。ところがカントはその直後で、この組織は、任意のいつでも解消しうる会合であるとしており（『法論』350f.）、ここには明らかな矛盾がある（KleF 196）。つまり、諸国家の連合組織が、永続的でありながら、それを構成する諸国家の主権を尊重するという構想には一貫性がないのである（KleF 208）。そこでハーバーマスは、カントの主張を整合的なものにするためには、国際連盟に国家主権を制限する法的拘束力を与える以外にないと考えるのである。

とはいえ、カント以後二百年を経た今日の国際連合を中心としたシステムにおいても、国家主権は自明の前提とされている（KleF 209）。そこでハーバーマスは、カントの公法体系における第三の要素である世界市民法を、国際法とは明確に区別された独自の法概念として提示する必要性を強調し（KleF 195）、これに国家主権を超えて各国政府を拘束する力を期待するのである（KleF 208）。しかしここには、カントが結局放棄したとハーバーマス自身が考える発想（KleF 195）、すなわち、世界市民的状態への移行を、国家法における国家設立による自然状態からの脱出と類比的に考えるという発想に接近する可能性が生じる。事実ハーバーマスの記述には、国家法と世界市民法の機能を対応させている個所がいくつか見られる（KleF 195, 198, 208, 226）。しかし、国際法上の（準）法的状態と国家法レベルでの法的状態とを区別する国家主権の問題は、その国家主権の制限・克服をめざす世界市民法の構想において国家法との類比を行うことによって、つまり、国家を個人と重ね合わせることによって、棚上げされることになりかねない。そして、国家主権をより上位の権力の強制のもとに置くことが、原理上（主権概念の定義上）も、また事実上も、困難であることには依然として変わりがない。

このような類比的発想を回避するための手がかりは、すでにカントの国際法についての記述のなかに与えられている。彼によれば国家法の場合と異なり国際法においては、国家と国家の関係はもちろん、ある国家の個人と他の国家の個人の関係、さらにはある国家の個人と他の国家そのものとの関係も考察の対象となる（『法論』343f.）。ただし、ここでいわれている個人はさしあたり国家に所属するかぎりでの個人である。つまり国際法の世界では、個々人は主権的

存在としての国家を通じてのみ他国あるいは他国に属する個人と関わりを持つことができる。こうした国際法の限界を突破するためには、世界市民法は、国家間の関係だけでなく、国家主権を飛びこえて、個人の間や、国家と個人の間を保障し、また規制しうるものでなければならない。そしてカントによれば、あらゆる法的状態は、各人が普遍的法則に従って平等な自由という根源的な権利（人権）を保障された状態である（『法論』230, 237, K1eF 210）。このような法の普遍的原理は、「地上のある場所での権利（法）の侵害があらゆる場所で感じとられる」（『平和論』360）という状況を想定する世界市民法においてこそ、最終的に貫徹されるのでなければならない。したがって世界市民法は、国家と個人の双方を名宛人とすることによって、国家主権の枠組みを、上位の権力によってではなく、いわば、その構造自体を揺さぶることによって超え出て、人権の普遍的実現をめざすという点で、国家法や国際法と区別された独自の法概念として構想されるのである。

国家主権を飛びこえて個人をも名宛人としうるという世界市民法の性格は、たとえば、国務や軍務によって犯された人権侵害の責任を個人に対して問う場合に明らかになる（K1eF 211）。そしてこのような個人の責任追及は、理論上、戦争を始める権利を主権国家に固有の権利と考えるシュミットのような立場とは両立不可能である。というのは、いかなる個人的な責任も排除する「道徳的に中立な戦争概念」だけが主権国家の戦争権と両立可能だからである（K1eF 227）。このことは、世界市民法が個人を名宛人とする事によって、国家主権を相対化する可能性を示している点で重要である。

さて問題は、こうした世界市民法にいかにして実効性を持たせるかである。ハーバーマスは、国家主権に介入して人権を貫徹させる強制力を持った執行権力の不在が問題であるとして（K1eF 212）、世界市民法に各国政府に対する拘束力を持たせるために、国際社会による制裁の威嚇や（K1eF 208）、国連による戦力保持（そして将来的には武力の独占）（K1eF 209）という方策を提示しているが、これらは依然として国家法とのアナロジーを引きずるものである。世界市民法に実効性を持たせるためには、先に述べた、個人をも名宛人としうるという世界市民法の特質を、さまざまな国際機関の組織や活動に反映させる⁸ことによって、主権パラダイムを超えて人権原理の普遍的実現を追求していくことを考えなければならないが、ハーバーマスの所論には、上述の方策を含めて、こうした方向とは必ずしも合致しない主張が見られる。そこで次に、世界市民法の構想による人権原理の実現を阻む現代の思想的傾向の一端に触れたうえで、ハーバーマスのいう「憲法愛国主義」がこうした動向にどのように対応しているかを見ることにしよう。

3 主権・人権・平和

ハーバーマスは、現在の世界が、せいぜい国際法から世界市民法への移行期にあるにすぎず、多くの指標は、ナショナリズムへの退行を示していることを認める（K1eF 213）。すでに触れたよ

⁸ このことについてハーバーマスは、国連に政府代表からなる現在の総会とは別にもう一つの議院を設け、それを世界市民の代表に割り当てるという興味深い提案を紹介している（K1eF 218）。

うに、国民主権の実現を追求する過程で、ナショナリズムは国家の基盤を、国民の自然的あるいは文化的同質性に求め、それによって国家の独立、つまり外的主権を確保しようとした。ナショナリズムによる「国民の実体化」(Inkl 161)は、C. シュミットを経て、今日の民主主義のある種のバージョンにも受け継がれている。

たとえばM. ウォルツァーは、その共同体主義的立場から、主権国家に対する外部からの人道的介入に否定的立場をとるが、そこにはシュミットと似た論理が見られるとハーバーマスはいう。ウォルツァーは、文化的遺産を共有する共同体としての国家の自己決定権から出発し、人道的介入に厳しい条件を設定するが、彼が介入を容認するケースは、要するに、独裁的な政府に市民たち自身がはっきりわかる抵抗運動を行い、それによって政府が国民の真の意志と対立し、共同体の統合を脅かしていることが立証される場合である。したがってウォルツァーによれば、ある秩序の正統性は、政治が、国民のアイデンティティにとって構成的である文化的な生活形式と一致しているか否かによって測られる。ここでは人権の侵害は介入を正当化する理由にはならない(Inkl 177f.)。こうしたウォルツァーの立場そのものが好戦的であるわけではないが、彼の発想は、主権的存在としての国民国家を支える、国民の同質性というイデオロギーをナショナリズムと共有している。今日の戦争の多くは社会的原因から起こることを踏まえて、平和の概念も、そうした原因を取り除き、戦争を抑止する方向へと拡大されねばならず、また世界はその方向へと向かっているが(KIeF 195, 232Ann.)、こうした傾向が持つ介入的性格に、ナショナリズムや共同体主義は異を唱えるのである⁹。

このような共同体主義的国家観に対して、ハーバーマスは憲法愛国主義を対置する。それは、人権を「基本権」として憲法に組み込んだ体制としての立憲制と、国民主権の手続き主義的解釈を前提としており、そのかぎりでは、人権の普遍性と、手続き主義の抽象性によって、国民の実質的同質性を強調するナショナリズムや共同体主義とは異なるスタンスをとる。しかし同時にそれは、近代初期の社会では身分制によって成立していた住民の統合の解体に対応しようとした国民国家の意義を評価する点で、共和主義の伝統を継承しており、その意味では、ナショナリズムと出発点を共有していることをハーバーマス自身が認めている(Inkl 158)¹⁰。ここで確認されなければならないことは、憲法愛国主義が一つの統合原理という意味を担っていることである。それは、行政権力や貨幣をメディアとするシステム統合に社会統合を対置するという彼の図式¹¹において、社会統合の一つのあり方としての「民主的な国民資格(Staatsbürgerschaft)を通じて作動する政治的統合」¹²の原理であるといえる。

⁹ 国家主権に基づいて内政干渉に反対する主張が、第二次大戦後、大国による恣意的介入に対して小国が抵抗する根拠として機能してきたことは事実である。しかし国家主権の原理は、次にハーバーマスの議論との関連で見ると、大国の責任を問うことを困難にするという機能も果たしている。

¹⁰ 身分制秩序とそれを支えていた中間団体の解体は、一方では、国家による権力の独占と相即した過程であり、一方では、人権の主体としての個人を、そうした国家といわば「まる裸で」向かい合う存在として生み出した。したがって、人権の第一義は、主権国家からの自由にある。(樋口陽一『人権』、三省堂、1996年、35-6頁)。

¹¹ Habermas, *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, 1972, S.13f.

¹² Habermas, *Staatsbürgerschaft und nationale Identität*, in: *Faktizität und Geltung*, 1992, S.644. (河上・耳野訳『事実性と妥当性(下)』、未来社、2003年)。

ハーバーマスは、憲法愛国主義や、それを支える手続き主義的国民主権を、くりかえし特定の政治文化と結びつけている。たとえば、「たしかにこのように手続き化された〈国民主権〉も、それに合致した政治文化という後ろ盾がなければ、すなわち、政治的自由に慣れ親しんだ人々の、伝統と社会化を通じて継承された心情なしには作動することはできないであろう」¹³と彼はいう。この場合の政治文化においては、「生活世界の合理化」という今日西欧世界ではすでに伝統となったと彼が考える歴史的動向が念頭に置かれている。したがって彼にとっては、こうした政治文化を共有する西欧諸国において、従来の国民国家の枠組みを超えた、「ヨーロッパ的憲法愛国主義」(VaV 651)およびそれに基づく「ヨーロッパ連邦国家」(VaV 643)が可能であり、また必要でもある¹⁴と考えることに何の論理的飛躍もないであろう。しかし、このような「超国家的組織への主権概念の転用」(Inkl 160)によっては、世界から主権国家の数を減らすことはできても、主権パラダイムを超えることにはできないことは明らかである¹⁵。

憲法愛国主義は、国民の実質的統合の重要性を強調する保守派から「生彩のない」概念として非難された(Inkl 157)。しかし憲法愛国主義に対する批判は、むしろ普遍的人権を特定の社会や国家の統合の原理と考えることそのものに向けられなければならない。人権は本来、人々の普遍的な結合の原理にはなりえても(カントの世界市民法はまさにこうした立場から構想されている)、特定の社会の統合原理にはなりえない。それが可能であるかのように考えられるのは、自らの社会が人権を十全に実現しているという前提のもとに、そのことによって自らと他者を区別するかぎりにおいてである¹⁶。こうした自己理解は、人権に関して外部からの容喙を拒絶すると同時に、自らは他者に介入する権利を持つという独善に陥るであろう。憲法愛国主義も国家統合の原理という意味を持つかぎりこうした危険にさらされているのである。

ハーバーマスの議論は、カントが想定した国民主権の理念を西欧の国民国家が実現しようとした試みのなかで生じた思想的問題、とりわけナショナリズムやそれと論理を共有する思想に応答しようとするものであり、それは彼にとっては、国民国家において、システム統合とは区別された、また国民の同質性に根拠を置くのでもない社会統合の可能性を追求することを意味した。このことが、本来、人権の普遍性を基礎に置くべき世界市民法や平和についての彼の議論の方向を限定している。湾岸戦争などにおける欧米諸国を中心とした軍事的介入を、留保をつけながらも、世界市民的状态への移行期における過渡的出来事として容認する彼の議論や

¹³ Habermas: Volkssouveränität als Verfahren, in: *Faktizität und Geltung*, 1992, S.626f. (以下 VaV と略記し、ページとともに文中に示す)。

¹⁴ 彼がEUの連邦国家化を求めるのは、すでに官僚主導の体制、すなわちシステム統合が進んでいるEUにおいて、国民国家的な政治統合が追いついていないという状況に対処するためである(VaV 632, 646 参照)。

¹⁵ 遠藤 乾「ポスト主権の政治思想」(『思想』945号、2003年)、222-3頁。

¹⁶ 移民問題についてのハーバーマスの見解も、このような方向に解釈される可能性をはらんでいるように思われる。彼は、(人権を中核とする) 普遍主義的な憲法原則を実現している国家においては、そこへ移住しようとする者は、その国の政治的文化と結合している法原理に基づくアイデンティティだけは侵害してはならないが、それ以外の点では自らの文化的な生活形式を放棄する必要はないという(VaV 658f)。こうした主張が、ナショナリスティックな移民排斥論に対する批判として持つ意味は認めなければならないとしても、「普遍主義的な憲法原則を実現している」と自負する人々の政治文化に対する、移民してきた人々や外部からの批判を封殺する方向で作用する危険性は依然として残る。なお、人権原理の実現における欧米諸国の「欺瞞性・独善性」については、井上達夫『普遍の再生』(岩波書店、2003年)、89頁以下を参照。

(KleF 212f.)¹⁷、またとりわけその背景にある、素朴とっていいほどの国家発展段階論（三世世界論）への彼の信頼(KleF 214f.)は、国民主権を基軸として展開されたハーバーマスの議論が、国家間の関係を理解する際の足枷になっていることを示している。ここでは、人権や民主主義が、その達成度によって、世界を区分する基準、とりわけ「第一世界」に属するとされる国々と他の二世界に属するとされる国々を区別する基準として利用され、場合によっては人道的介入の根拠とされる。こうした見方は、第二、第三世界に属するとされた国々の多様性を、たとえば「権威主義的」「不寛容」などのレッテルによって見えなくしてしまうばかりでなく、世界で起こるさまざまな紛争の原因を、これらの国の「後進性」に帰して済ませてしまうことになりかねない。「第一世界」に属するとされる国々は、自らの人権概念が、とりわけその外部の人々を視野に入れたとき、再検討の余地はないか、また、世界中で起こる紛争の原因のうちには自らの関与によって生じたものはないかを検証しなければならないはずである。このような反省を欠いたまま、「第一世界」の国々では国境問題が次第に重要でなくなっている(KleF 215)といったところで、そこから生み出されるのは先にも述べたとおり、たとえばヨーロッパ連邦という新たな巨大主権国家であってそれ以上のものではない。こうした状況では、たとえ国連のような国際機関の決議や決定によるものであっても、特定の国家に対する介入は、結局国家主権をめぐる争いに帰着してしまうであろう。

このようにハーバーマスは、一方で、超国家的組織による国家主権の超克をめざし、他方で、憲法愛国主義に象徴される国内の統合を重視する立場をとる。これら二つの方向での試みは、いずれも主権パラダイムにとどまっているために、まさにその主権概念をめぐる衝突する。現在および将来の紛争や、その他の危険に対して、世界全体が「リスク共同体」として対処することができるという希望(KleF 217)が維持されるためには、そうした危険に対する「第一世界」に属する国々の責任をも含めて、主権国家という枠に縛られずに自由に議論する場が、「永続的な会議」として制度化されねばならない。すでに述べたように、個人と国家の双方を名宛人として、人権原理の普遍的実現を追求するという世界市民法の構想こそが、こうした要請に答えることができるのではないだろうか。国家主権に対する拘束力は、上位の権力ではなく、個人や、諸個人が国境を越えて自発的に結成し、運営する集団に求められるべきである。こうした個人や集団の参加が、この会議の永続性というメルクマールに抵触することはない。というのは、彼らは、こうした会議で永遠のメンバーシップを与えられる必要はなく、しかるべき手続きを経て順次交代することができるからである。こうした会議では、人権は、完璧に整備された権利の体系として参照されるのではない。誰もがその重要性を認めながら、いまだ生成途上にあるこの人権について共通の理解を得るために、国家の枠組みを超えて議論が積み重ねら

¹⁷ 「地上のある場所での権利の侵害があらゆる場所で感じとられる」ことを要求する世界市民法の実現にとつて、たしかに、湾岸戦争などの報道が「世界公共圏」に政治的リアリティを与えたこと(VaV 659f.)は前進だとしても、そこでの個別のテーマについての関心は、依然として国家的公共圏の枠組みに縛られている(KleF 205)。ここでいえることは、「世界公共圏」を形成するための技術的基盤は整備されつつあるが、思想的基礎はいまだ整っていないということである。その意味でもやはり、主権国家の壁が問題とされねばならない。

れ、そのことが紛争原因の発見・除去につながるのである¹⁸。このような場での主権国家の相対化は、主権概念の解体を促すことはあっても、必ずしも国家の否定を意味しない。いわゆる社会権や、近年新たに登場した種々の人権概念は、その実現のための重要な機関として国家を必要としているし、また、国際社会を構成する一つの要素としても国家は存在し続けるであろう。しかしその場合も国家が、住民の意志を集約する唯一の回路であるべきだという前提はもはや成り立たないのである。

(たなかまこと 関西学院大学非常勤講師)

[キーワード]

平和 主権 人権 カント ハーバーマス

¹⁸ たとえば今日、欧米の自由権中心主義に対して、貧困や飢餓に苦しむアジア、アフリカの諸国からは生存権こそが最重要だという主張がなされている。こうした対立を解消するためには、その背景にある問題、つまり先に述べた「第一世界」の国々の責任や、また、「第三世界」のいくつかの国に見られる独裁政権の責任が、国際機関の公開の場で公式の論題とされなければならないが、主権国家のみから構成される機関ではそれは困難であろう。なお、現在の国連の人権委員会が、加盟国の政府代表によって構成され、個人やNGOからの人権侵害についての通報を審査する際には非公開であることの問題性については、大沼保昭『人権、国家、文明』（筑摩書房、1998年）、96頁を参照。